



2026年5月吉日

お客さま各位

蒲郡信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は蒲郡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

政府の方針に基づき、金融業界では「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を自主行動計画の目標として掲げております。

こうした環境を踏まえ、当金庫では、2025年6月より手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてお知らせしていますが、今般新たに下記の内容を追加いたします。

お客様におかれましてはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 取組み内容 別添「蒲郡信用金庫の手形・小切手電子化に向けたスケジュール」参照

実施年月日	内容
2025年6月2日 (実施済)	2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了
2025年9月30日 (実施済)	当座預金の新規開設の停止
2026年2月2日 (実施済)	払戻請求書による当座預金からの払戻受付開始
2026年6月30日	手形帳（約束手形・為替手形）の発行受付終了
2026年9月30日	小切手帳の発行受付終了 ※自己宛小切手の発行受付もあわせて終了いたします。 ※7月以降の発行申込みについては、小切手の受取先の取引金融機関の電子化の推進状況によっては、10月以降小切手の振出ができなくなる可能性がありますので、十分ご注意願います。
2026年9月30日 (追加)	手形の最終振出期限
2026年12月30日 (追加)	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了 ※2026年10月以降の他行を支払地とする手形・小切手の入金受付については、2026年9月末を手形・小切手の振出期限とする金融機関が多いことから、手形・小切手の振出先を通じて支払金融機関が設定する振出期限内であることを事前に確認していただく必要があります。
2026年12月31日 (追加)	小切手の振出期限 ※10月以降は多くの金融機関が他行を支払地とする小切手の入金受付を停止する予定ですので、小切手の受取先を通じて取引金融機関の受付の可否を事前に確認のうえ振出していただく必要があります。

2. 代替サービスのご案内

【手形をご利用中のお客様】

「がましんでんさいネット」サービスのご利用をご検討ください。

＜「支払手形」の代替手段として＞

- ・手形に代わり、パソコン（インターネット）を通じて「電子記録債権（でんさい）」をでんさいネットに記録し、支払期日に資金決済を行います。
- ・手形に貼付している印紙代や、手形を送付する郵送料を削減できます。

＜「受取手形」の代替手段として＞

- ・支払期日に、自動的に指定口座へ入金されるので、「取立手続きが不要」です。
- ・受取った「電子記録債権（でんさい）」のうち必要な分だけを分割して、譲渡や割引をすることができます。（なお、割引には審査が必要です）。

※「でんさい」をスマートフォンやタブレットからも利用可能な「**でんさいライト**」もございます。

（ご利用金額に一部制限があるなど、「がましんでんさいネット」サービスとは、一部機能が異なります）

「でんさいネット」ホームページに、でんさいに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.densai.net>

【小切手をお取引先の支払いにご利用のお客様】

「がましん法人向けインターネットバンキング」サービスのご利用を検討ください。

- ・パソコン（Windows）による操作で、資金移動（振込）などのお取引ができます。
- ・インターネットに接続しているパソコンでご利用いただけます。
- ・専用端末機の購入は不要です。

当金庫ホームページに、「がましん法人向けインターネットバンキング」サービスに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。

https://www.gamashin.com/srv_netser/2024071810332747.html

以上

承認番号 08-45

蒲郡信用金庫の手形・小切手電子化に向けたスケジュール

			2025年度	2026年度	2027年度	
発 行 形 ・ 振 小 出 切 期 限 の	手形帳の発行		2026年6月30日まで			
	手形の振出		2026年9月30日まで			
	小切手帳の発行		2026年9月30日まで			
	小切手の振出		2026年12月31日まで			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><重要連絡事項①></p> <p>2026年10月1日以降、多くの金融機関において他行庫小切手の入金受付停止が予定されています。そのため、同年7月以降の小切手帳の発行申込みと同年10月以降の小切手の振出に際しては、小切手受取人への事前確認（受取人の取引金融機関の対応確認等）が必要です。上記以降の小切手帳の発行、振出時には十分にご留意ください。</p> </div>						
手 形 ・ 小 切 手 の 入 金 ・ 取 立 期 限	支 払 地 ・ 当 庫	手形	入金	振出日が2026年9月30日まで且つ支払期日が2027年3月31日までの手形が対象		2027年3月30日店頭受付まで
		手形	取立	振出日が2026年9月30日まで且つ支払期日が2027年3月31日までの手形が対象		2027年3月23日店頭受付まで
		小切手	入金	振出日が2026年12月31日までの小切手が対象		2027年3月30日店頭受付まで
		小切手	取立	振出日が2026年12月31日までの先日付小切手が対象		2026年12月23日店頭受付まで
	支 払 地 ・ 他 行 庫	手形	入金	他行庫振出期限内且つ支払期日が2027年3月31日までの手形が対象		2026年12月30日店頭受付まで
		手形	取立	他行庫振出期限内且つ支払期日が2027年3月31日までの手形が対象		2027年3月23日店頭受付まで
		小切手	入金	他行庫振出期限内の小切手が対象		2026年12月30日店頭受付まで
		小切手	取立	他行庫振出期限内の先日付小切手が対象		2027年3月23日店頭受付まで
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><入金の説明></p> <p>手形・・・支払期日を含めて3営業日以内に交換呈示されるもの</p> <p>小切手・・・振出日を含めて11日間以内に交換呈示されるもの (最終日が金融機関休業日の場合は翌営業日まで延長)</p> <p><取立の条件></p> <p>手形・・・支払期日まで7営業日以上が必要です。</p> <p>小切手・・・7営業日以上の前日付であることが必要です。</p> </div>				
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><重要連絡事項②></p> <p>2026年10月1日以降、多くの金融機関において手形・小切手の振出制限が予定されています。そのため、同年10月以降の手形・小切手の入金の際には振出人への確認（振出人の取引金融機関の対応確認等）が必要です。上記以降の他行庫手形・小切手の入金時は十分にご留意ください。</p> </div>				